

収 支 報 告 書

令和5年5月 10 日

堺市議会議長

様

議員氏名 三宅 達也

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和4年度
政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,240,000	@270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
2 その他	96,908	自己資金
収 入 合 計	3,336,908	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	152,440	152,440	
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	48,400	48,400	
広 報 ・ 広 聴 費	767,065	767,065	
人 件 費	1,092,000	1,092,000	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,277,003	1,180,095	
支 出 合 計	3,336,908	3,240,000	

令和 4 年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 三 宅 達 也

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
[調査研究費]	4/1～3/31	堺市政、府市連携、泉北ニュータウンの街づくりに関する調査研究のため、東京都ビックサイトで開催された下水道展、堺市東京事務所。石川県立図書館、福井県永平寺町複合施設及び岐阜市役所へ調査訪問をおこなった。
[資料購入費]	4/1～3/31	市政全般に関する調査研究を行うため日刊の新聞を 1 社購入。
[広報・広聴費]	4/1～3/31	市政への調査結果や議会の報告を行うため、市政レポートを令和 5 年 1 月に 31500 部印刷し、ポスティングにて約 24000 枚配布し、手配りを 1500 部行った。あわせて約 6000 枚を郵送にて配布した。 また 3 月に市政レポートを 67500 枚印刷し手配りや、朝日新聞、産経新聞に 15000 部、読売新聞に 5500 部折込を行い、堺市南区に 46000 部ポスティングを行った。
[人件費]	4/1～3/31	市政に関する調査研究および市政に関する陳情を受けるため事務員を雇用した。
[事務・事務所費]	4/1～3/31	市政に関する調査研究を行うため南区桃山台にて事務作業とその他事務所業務を行った。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団

三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2022/4/1	4-1		11,550	-11,550	事務所駐車場代4月支払い分	⑨	
2022/4/4	4-2		4,584	-16,134	ガソリン代4月支払い分	①	
2022/4/4	4-3		9,088	-25,222	Microsoft365Personal (マイクロソフトオフィス)	⑨	
2022/4/8	4-4		84,000	-109,222	事務所家賃4月支払い分	⑨	
2022/4/8		810,000		700,778	政務活動費4.5.6月分受入		
2022/4/11	4-5		3,073	697,705	携帯電話4月支払い分	⑨	
2022/4/11	4-6		2,091	695,614	事務所水道使用料4月支払い分	⑨	
2022/4/20	4-7		11,550	684,064	事務所駐車場代5月分	⑨	
2022/4/20	4-8		91,000	593,064	事務員人件費4月支払い分	⑧	
2022/4/25	4-9		4,902	588,162	事務所電話代4月支払い分	⑨	
2022/4/26	4-10		3,796	584,366	事務所ネット接続代4月支払い分	⑨	
2022/4/28	4-11		4,400	579,966	読売新聞4月分	⑥	
月 計		810,000	230,034	579,966			
累 計		810,000	230,034	579,966			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2022/5/2	5-1		9,181	570,785	ガソリン代5月支払い分	①	
2022/5/2	5-2		5,033	565,752	事務所電気代4月分	⑨	
2022/5/10	5-3		84,000	481,752	事務所家賃5月支払い分	⑨	
2022/5/10	5-4		3,080	478,672	携帯電話5月支払い分	⑨	
2022/5/20	5-5		91,000	387,672	事務員人件費5月支払い分	⑧	
2022/5/20	5-6		11,550	376,122	事務所駐車場代6月分	⑨	
2022/5/26	5-7		3,796	372,326	事務所ネット接続代5月支払い分	⑨	
2022/5/27	5-8		4,400	367,926	読売新聞5月分	⑤	
月 計		0	212,040	-212,040			
累 計		810,000	442,074	367,926			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団

三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2022/6/1	6-1		4,016	363,910	事務所電気代5月分	⑨	
2022/6/1	6-2		19,250	344,660	ホームページ保守料	⑦	
2022/6/2	6-3		6,578	338,082	ガソリン代6月支払い分	①	
2022/6/9	6-4		2,037	336,045	プリンターインク代	⑨	
2022/6/9	6-5		1,144	334,901	A4用紙代	⑨	
2022/6/10	6-6		84,000	250,901	事務所家賃6月支払い分	⑨	
2022/6/10	6-7		3,079	247,822	携帯電話6月支払い分	⑨	
2022/6/10	6-8		2,158	245,664	事務所水道使用料6月支払い分	⑨	
2022/6/18	6-9		91,000	154,664	事務員人件費6月支払い分	⑧	
2022/6/27	6-10		5,145	149,519	事務所電話代6月支払い分	⑨	
2022/6/27	6-11		3,796	145,723	事務所ネット接続代6月支払い分	⑨	
2022/6/29	6-12		11,550	134,173	事務所駐車場代7月分	⑨	
2022/6/29	6-13		4,016	130,157	事務所電気代6月分	⑨	
2022/6/30	6-14		4,400	125,757	読売新聞6月分	⑥	
月 計		0	242,169	-242,169			
累 計		810,000	684,243	125,757			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2022/7/4	7-1		4,127	121,630	ガソリン代7月支払い分	①	
2022/7/8		810,000		931,630	政務活動費7.8.9月分受入		
2022/7/8	7-2		84,000	847,630	事務所家賃7月支払い分	⑤	
2022/7/11	7-3		2,557	845,073	携帯電話7月支払い分	⑨	
2022/7/21	7-4		91,000	754,073	事務員人件費7月支払い分	⑧	
2022/7/26	7-5		3,796	750,277	事務所ネット接続代7月支払い分	⑨	
2022/7/29	7-6		4,400	745,877	読売新聞7月分	⑥	
月 計		810,000	189,880	620,120			
果 計		1,620,000	874,123	745,877			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2022/8/1	8-1		5,269	740,608	事務所電気代7月分	⑨	
2022/8/2	8-2		4,539	736,069	ガソリン代8月支払い分	①	
2022/8/3	8-3		14,920	721,149	視察交通費JR	①	
2022/8/3	8-4		780	720,369	視察交通費ゆりかもめ	①	
2022/8/3	8-5		12,600	707,769	視察宿泊費	①	
2022/8/4	8-6		14,920	692,849	視察交通費JR	①	
2022/8/10	8-7		2,158	690,691	事務所水道使用料8月支払い分	⑨	
2022/8/10	8-8		84,000	606,691	事務所家賃8月支払い分	⑨	
2022/8/10	8-9		3,082	603,609	携帯電話8月支払い分	⑨	
2022/8/20	8-10		91,000	512,609	事務員人件費8月支払い分	⑧	
2022/8/25	8-11		5,081	507,528	事務所電話代8月支払い分	⑨	
2022/8/26	8-12		4,400	503,128	脱売新聞8月分	⑥	
2022/8/26	8-13		3,796	499,332	事務所ネット接続代8月支払い分	⑨	
2022/8/26	8-14		11,550	487,782	事務所駐車場代8月分	⑨	
2022/8/26	8-15		11,550	476,232	事務所駐車場代9月分	⑨	
2022/8/31	8-16		5,071	471,161	事務所電気代8月分	⑨	
月 計		0	274,716	-274,716			
累 計		1,620,000	1,148,839	471,161			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2022/9/2	9-1		4,500	466,661	ガソリン代9月支払い分	①	
2022/9/10	9-2		84,000	382,661	事務所家賃9月支払い分	⑨	
2022/9/12	9-3		3,136	379,525	携帯電話9月支払い分	⑨	
2022/9/20	9-4		91,000	288,525	事務員人件費9月支払い分	⑧	
2022/9/20	9-5		11,560	276,975	事務所駐車場代10月分	⑨	
2022/9/26	9-6		3,796	273,179	事務所ネット接続代9月支払い分	⑨	
2022/9/27	9-7		14,599	258,580	adobe acropro	⑨	
2022/9/29	9-8		4,400	254,180	読売新聞9月分	⑥	
月 計		0	216,981	-216,981			
累 計		1,620,000	1,365,820	254,180			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2022/10/3	10-1		4,280	249,900	ガソリン代10月支払い分	①	
2022/10/3	10-2		5,027	244,873	事務所電気代9月分	⑨	
2022/10/7		810,000		1,054,873	政務活動費10.11.12月分受入		
2022/10/8	10-3		84,000	970,873	事務所家賃10月支払い分	⑨	
2022/10/11	10-4		1,090	969,783	事務所水道使用料10月支払い分	⑨	
2022/10/11	10-5		2,434	967,349	携帯電話10月支払い分	⑨	
2022/10/20	10-6		11,550	955,799	事務所駐車場代11月分	⑨	
2022/10/20	10-7		91,000	864,799	事務員人件費10月支払い分	⑧	
2022/10/25	10-8		4,637	860,162	事務所電話代10月支払い分	⑨	
2022/10/26	10-9		3,796	856,366	事務所ネット接続代10月支払い分	⑨	
2022/10/28	10-10		4,400	851,966	読売新聞10月分	⑥	
月 計		810,000	212,214	597,786			
累 計		2,430,000	1,578,034	851,966			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2022/11/1	11-1		3,796	848,170	事務所電気代10月分	⑨	
2022/11/10	11-2		2,417	845,753	携帯電話11月支払い分	⑨	
2022/11/10	11-3		84,000	761,753	事務所家賃11月支払い分	⑨	
2022/11/17	11-4		7,023	754,730	ガソリン代11月支払い分	①	
2022/11/19	11-5		91,000	663,730	事務員人件費11月支払い分	③	
2022/11/24	11-6		11,550	652,180	事務所駐車場代12月分	⑨	
2022/11/26	11-7		4,400	647,780	読売新聞11月分	⑥	
2022/11/28	11-8		3,796	643,984	事務所ネット接続代11月支払い分	⑨	
月 計		0	207,982	-207,982			
累 計		2,430,000	1,786,016	643,984			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2022/12/1	12-1		3,093	640,891	事務所電気代11月分	⑨	
2022/12/2	12-2		5,857	635,034	ガソリン代12月支払い分	①	
2022/12/2	12-3		6,761	628,273	視察交通費 ガソリン代	①	
2022/12/10	12-4		84,000	544,273	事務所家賃12月支払い分	⑨	
2022/12/12	12-5		1,157	543,116	事務所水道使用料12月支払い分	⑨	
2022/12/12	12-6		2,420	540,696	携帯電話12月支払い分	⑨	
2022/12/20	12-7		91,000	449,696	事務員人件費12月支払い分	⑧	
2022/12/20	12-8		11,550	438,146	事務所駐車場代1月分	⑨	
2022/12/23	12-9		4,400	433,746	読売新聞12月分	⑥	
2022/12/26	12-10		5,294	428,452	事務所電話代12月支払い分	⑨	
2022/12/26	12-11		3,796	424,656	事務所ネット接続代12月支払い分	⑨	
2022/12/28	12-12		1,355	423,301	セロテープ代	⑨	
2022/12/28	12-13		2,037	421,264	プリンターインク代	⑨	
2022/12/29	12-14		4,631	416,633	事務所電気代12月分	⑨	
月 計		0	227,351	-227,351			
累 計		2,430,000	2,013,367	416,633			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/1/4	1-1		17,880	398,753	視察交通費 ETC代 10/27	①	
2023/1/4	1-2		7,587	391,166	視察交通費 ガソリン 11/14	①	
2023/1/4	1-3		12,820	378,346	視察交通費 ETC代 11/14	①	
2023/1/4	1-4		8,981	369,365	ガソリン代1月支払い分	①	
2023/1/10		810,000		1,179,365	政務活動費1.2.3月分受入		
2023/1/10	1-5		5,913	1,173,452	郵送代84×88通	⑦	
2023/1/10	1-6		84,000	1,089,452	事務所家賃1月支払い分	⑨	
2023/1/10	1-7		2,427	1,087,025	携帯電話1月支払い分	⑨	
2023/1/20	1-8		91,000	996,025	事務員人件費1月支払い分	⑧	
2023/1/20	1-9		11,550	984,475	事務所駐車場代2月分	⑨	
2023/1/25	1-10		218,484	765,991	メール便45×6069通	⑦	
2023/1/26	1-11		3,796	762,195	事務所ネット接続代1月支払い分	⑨	
2023/1/27	1-12		4,400	757,795	読売新聞1月分	⑥	
月 計		810,000	468,838	341,162			
累 計		3,240,000	2,482,205	757,795			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/2/1	2-1		7,450	750,345	事務所電気代1月分	⑨	
2023/2/2	2-2		4,522	745,823	ガソリン代2月支払い分	①	
2023/2/2	2-3		180,180	565,643	市政報告印刷代	⑦	
2023/2/2	2-4		26,400	539,243	封筒代	⑦	
2023/2/7	2-5		103,680	435,563	市政報告ポスティング代	⑦	
2023/2/10	2-6		1,157	434,406	事務所水道使用料2月支払い分	⑨	
2023/2/10	2-7		84,000	350,406	事務所家賃2月支払い分	⑨	
2023/2/10	2-8		2,425	347,981	携帯電話2月支払い分	⑨	
2023/2/21	2-9		91,000	256,981	事務員人件費2月支払い分	⑧	
2023/2/27	2-10		5,535	251,446	事務所電話代2月支払い分	⑨	
2023/2/27	2-11		3,796	247,650	事務所ネット接続代2月支払い分	⑨	
2023/2/28	2-12		4,400	243,250	読売新聞2月分	⑥	
月 計		0	514,545	-514,545			
果 計		3,240,000	2,996,750	243,250			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/3/8	3-1		12,921	230,329	郵送代84×186通 区内特別73×376通	⑦	
2023/3/9	3-2		4,900	225,429	新聞折り込み代 読売	⑦	
2023/3/10	3-3		36,000	189,429	事務所家賃3月支払い分	⑨	
2023/3/15	3-4		87,763	101,666	市政報告印刷代	⑦	
2023/3/15	3-5		3,300	98,366	封筒代	⑦	
2023/3/16	3-6		14,850	83,516	新聞折り込み代 産経 朝日	⑦	
2023/3/20	3-7		91,000	-7,484	事務員人件費3月支払い分	⑧	
2023/3/24	3-8		89,424	-96,908	市政報告ポスティング代	⑦	
月 計		0	340,158	-340,158			
累 計		3,240,000	3,336,908	-96,908			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日		
住 所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和3年 4月 1日 ～ 令和4年 3月 31日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他（派遣等）		
勤務時間数	27.5 時間 / 週 （1日 5.5 時間× 5日 / 週）		
賃金額	☒ 月額 ☐ 日額 ☐ 時給	130,000 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ （ ）活動		
按分	70 %	☒ 勤務実態をもとに算定 <u>（週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間） 19.25 時間</u> <u>（週勤務時間数） 27.5 時間</u> ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☒ 生計を一にしない親族 ☐ 第三者 ☐ その他（ ） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考	平日のみ勤務（桃山台近隣センターの状況から土曜日出勤）を基本として、出勤日及び勤務時間帯は、必要に応じて合意の上で変更を行う。政務活動に限定して活動しているが、切り分けることが判別しにくい政務活動以外の活動も週8時間以上行っていない状況に照らして念のため70%の按分にて算定		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生 年 月 日
氏 名	■■■■■■■■■■	■■■■年■■月■■日生
現 住 所	大阪府堺市■■■■■■■■■■	TEL ■■■■■■■■■■

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和3年 4月 1日から 令和4年 3月31日まで
就業場所	堺市南区桃山台3-1-2
仕事内容	政務活動にかかる補助および関係書類の作成等
就業時間 (休憩時間)	午前 10時 30分から 午後 5時 00分まで (正午から午後1時までの1時間) 但し業務の都合上就業時間休憩時間を変更する場合がある。
休 日	日曜日、月曜日、祝日 但し業務の都合上就業日を変更する場合がある。
給与(賃金)	月額130,000円
給与支払	月末締翌月20日支払い
給与振込先	三井住友銀行 ■■■■■■■■■■

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和3年 4月 / 日

雇用者

三宅 達也 

被雇用者

■■■■■■■■■■ 

氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火	11:00	17:30	05:30		
2	水	11:00	17:30	05:30		
3	木	11:00	17:30	05:30		
4	金	11:00	17:30	05:30		
5	土	11:00	17:30	05:30		
6	日					
7	月					
8	火	11:30	18:00	05:30		
9	水	11:00	17:30	05:30		
10	木	11:00	17:30	05:30		
11	金	11:00	17:30	05:30		
12	土	11:00	17:30	05:30		
13	日					
14	月					
15	火	10:30	17:00	05:30		
16	水	10:30	17:00	05:30		
17	木	11:00	17:30	05:30		
18	金	11:00	17:30	05:30		
19	土	11:00	17:30	05:30		
20	日					
21	月					
22	火					
23	水	10:30	17:00	05:30		
24	木	10:30	17:00	05:30		
25	金	10:30	17:00	05:30		
26	土	10:30	17:00	05:30		
27	日					
28	月					
29	火	11:00	17:30	05:30		
30	水	11:00	17:30	05:30		
31	木	11:00	17:30	05:30		
合 計				121:00	0:00	
出勤日数				22日		



雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日		
住 所	〒[REDACTED] 堺市[REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和4年 4月 1日 ～ 令和5年 3月 31日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他（派遣等）		
勤務時間数	27.5 時間 / 週 （1日 5.5 時間× 5日 / 週）		
賃金額	☒ 月額 ☐ 日額 ☐ 時給	130,000 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ （ ）活動		
按分	70 %	☒ 勤務実態をもとに算定 （週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間） 19.25 時間 （週勤務時間数） 27.5 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☒ 生計を一にしない親族 ☐ 第三者 ☐ その他（ ） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考	平日のみ勤務（桃山台近隣センターの状況から土曜日出勤）を基本として、出勤日及び勤務時間帯は、必要に応じて合意の上で変更を行う。政務活動に限定して活動しているが、切り分けることが判別しにくい政務活動以外の活動も週8時間以上行っていない状況に照らして念のため70%の按分にて算定		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

氏名:

[REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	金	10:30	17:00	05:30		
2	土	10:30	17:00	05:30		
3	日					
4	月					
5	火	11:00	17:30	05:30		
6	水	11:00	17:30	05:30		
7	木	11:00	17:30	05:30		
8	金	11:00	17:30	05:30		
9	土	11:00	17:30	05:30		
10	日					
11	月					
12	火	11:00	17:30	05:30		
13	水	11:00	17:30	05:30		
14	木	11:00	17:30	05:30		
15	金	10:30	17:00	05:30		
16	土	10:30	17:00	05:30		
17	日					
18	月					
19	火	11:30	18:00	05:30		
20	水	11:30	18:00	05:30		
21	木	11:30	18:00	05:30		
22	金	11:00	17:30	05:30		
23	土	11:30	18:00	05:30		
24	日					
25	月					
26	火	10:30	17:00	05:30		
27	水	10:30	17:00	05:30		
28	木	10:30	17:00	05:30		
29	金					
30	土	10:30	17:00	05:30		
合 計				115:30	0:00	
出勤日数				21 日		



出勤簿 (2022 年 5 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火					
4	水					
5	木	11:30	18:00	05:30		
6	金	10:30	17:00	05:30		
7	土	10:30	17:00	05:30		
8	日					
9	月					
10	火	11:00	17:30	05:30		
11	水	11:00	17:30	05:30		
12	木	11:00	17:30	05:30		
13	金	11:00	17:30	05:30		
14	土	11:00	17:30	05:30		
15	日					
16	月					
17	火	10:30	17:00	05:30		
18	水	10:30	17:00	05:30		
19	木	10:30	17:00	05:30		
20	金	10:30	17:00	05:30		
21	土	10:30	17:00	05:30		
22	日					
23	月					
24	火	11:00	17:30	05:30		
25	水	11:00	17:30	05:30		
26	木	11:00	17:30	05:30		
27	金	11:00	17:30	05:30		
28	土	11:00	17:30	05:30		
29	日					
30	月					
31	火	11:00	17:30	05:30		
合 計				104:30	0:00	
出勤日数				19日		



参考様式第5号

出 勤 簿 (2022 年 6 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水	10:30	17:00	05:30		
2	木	10:30	17:00	05:30		
3	金	10:30	17:00	05:30		
4	土	10:30	17:00	05:30		
5	日					
6	月					
7	火	11:00	17:30	05:30		
8	水	11:00	17:30	05:30		
9	木	11:00	17:30	05:30		
10	金	10:30	17:00	05:30		
11	土	10:30	17:00	05:30		
12	日					
13	月					
14	火	11:00	17:30	05:30		
15	水	10:30	17:00	05:30		
16	木	11:00	17:30	05:30		
17	金	11:00	17:30	05:30		
18	土	10:30	17:00	05:30		
19	日					
20	月					
21	火	11:00	17:30	05:30		
22	水	11:00	17:30	05:30		
23	木	11:00	17:30	05:30		
24	金	11:00	17:30	05:30		
25	土	10:30	17:00	05:30		
26	日					
27	月					
28	火	11:00	17:30	05:30		
29	水	11:00	17:30	05:30		
30	木	11:00	17:30	05:30		
合 計				121:00	0:00	
出勤日数				22	日	



出勤簿 (2022 年 7 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	金	11:30	18:00	05:30		
2	土	10:30	17:00	05:30		
3	日					
4	月					
5	火	11:00	17:30	05:30		
6	水	11:00	17:30	05:30		
7	木	11:00	17:30	05:30		
8	金	11:00	17:30	05:30		
9	土	11:30	18:00	05:30		
10	日	11:30	18:00	05:30		
11	月					
12	火					
13	水	10:30	17:00	05:30		
14	木	10:30	17:00	05:30		
15	金	11:00	17:30	05:30		
16	土	11:00	17:30	05:30		
17	日	11:00	17:30	05:30		
18	月					
19	火					
20	水					
21	木	10:30	17:00	05:30		
22	金	10:30	17:00	05:30		
23	土	10:30	17:00	05:30		
24	日					
25	月					
26	火	10:30	17:00	05:30		
27	水	10:30	17:00	05:30		
28	木	11:00	17:30	05:30		
29	金	11:00	17:30	05:30		
30	土	11:00	17:30	05:30		
31	日					
合 計				115:30	0:00	
出勤日数				21	日	



出 勤 簿 (2022 年 8 月)

氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	月					
2	火	10:30	17:00	05:30		
3	水	10:30	17:00	05:30		
4	木	10:30	17:00	05:30		
5	金	10:30	17:00	05:30		
6	土	10:30	17:00	05:30		
7	日					
8	月					
9	火	11:00	17:30	05:30		
10	水	11:00	17:30	05:30		
11	木					
12	金	10:30	17:00	05:30		
13	土	10:30	17:00	05:30		
14	日					
15	月					
16	火	11:00	17:30	05:30		
17	水	11:00	17:30	05:30		
18	木	11:00	17:30	05:30		
19	金	11:00	17:30	05:30		
20	土	11:00	17:30	05:30		
21	日					
22	月					
23	火	11:00	17:30	05:30		
24	水	11:00	17:30	05:30		
25	木	11:00	17:30	05:30		
26	金	11:00	17:30	05:30		
27	土	11:00	17:30	05:30		
28	日					
29	月					
30	火	11:30	18:00	05:30		
31	水	11:30	18:00	05:30		
合 計				115:30	0:00	
出勤日数				21 日		



出勤簿 (2022 年 9 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	11:00	17:30	05:30		
2	金	11:00	17:30	05:30		
3	土	11:00	17:30	05:30		
4	日					
5	月					
6	火	11:00	17:30	05:30		
7	水	11:00	17:30	05:30		
8	木	11:00	17:30	05:30		
9	金	11:00	17:30	05:30		
10	土	10:30	17:00	05:30		
11	日					
12	月					
13	火	10:30	17:00	05:30		
14	水	10:30	17:00	05:30		
15	木	11:00	17:30	05:30		
16	金	10:30	17:00	05:30		
17	土					
18	日					
19	月					
20	火	11:00	17:30	05:30		
21	水	11:00	17:30	05:30		
22	木	10:30	17:00	05:30		
23	金					
24	土	10:30	17:00	05:30		
25	日					
26	月					
27	火	11:00	17:30	05:30		
28	水	11:00	17:30	05:30		
29	木	11:00	17:30	05:30		
30	金	11:00	17:30	05:30		
合 計				110:00	0:00	
出勤日数				20	日	



出 勤 簿 (2022 年 10 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	土	10:30	17:00	05:30		
2	日					
3	月					
4	火	11:00	17:30	05:30		
5	水	11:00	17:30	05:30		
6	木	11:00	17:30	05:30		
7	金	11:00	17:30	05:30		
8	土	11:30	18:00	05:30		
9	日					
10	月					
11	火					
12	水	11:00	17:30	05:30		
13	木	11:00	17:30	05:30		
14	金	11:00	17:30	05:30		
15	土	11:00	17:30	05:30		
16	日					
17	月					
18	火	11:00	17:30	05:30		
19	水	11:00	17:30	05:30		
20	木	11:00	17:30	05:30		
21	金	11:00	17:30	05:30		
22	土	10:30	17:00	05:30		
23	日					
24	月					
25	火	10:30	17:00	05:30		
26	水	11:00	17:30	05:30		
27	木	10:30	17:00	05:30		
28	金	10:30	17:00	05:30		
29	土	10:30	17:00	05:30		
30	日					
31	月					
合 計				110:00	0:00	
出勤日数				20	日	



出勤簿 (2022 年 11 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火	10:30	17:00	05:30		
2	水	10:30	17:00	05:30		
3	木					
4	金	10:30	17:00	05:30		
5	土	11:00	17:30	05:30		
6	日					
7	月					
8	火	11:00	17:30	05:30		
9	水	11:00	17:30	05:30		
10	木	10:30	17:00	05:30		
11	金	10:30	17:00	05:30		
12	土	11:30	18:00	05:30		
13	日					
14	月					
15	火	10:30	17:00	05:30		
16	水	10:30	17:00	05:30		
17	木	10:30	17:00	05:30		
18	金	11:30	18:00	05:30		
19	土	11:30	18:00	05:30		
20	日					
21	月					
22	火	10:30	17:00	05:30		
23	水					
24	木	10:30	17:00	05:30		
25	金	10:30	17:00	05:30		
26	土	10:30	17:00	05:30		
27	日					
28	月					
29	火	11:30	18:00	05:30		
30	水	10:30	17:00	05:30		
合 計				110:00	0:00	
出勤日数				20	日	



出勤簿 (2022 年 12 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	10:30	17:00	05:30		
2	金	10:30	17:00	05:30		
3	土	10:30	17:00	05:30		
4	日					
5	月					
6	火	10:30	17:00	05:30		
7	水	10:30	17:00	05:30		
8	木	10:30	17:00	05:30		
9	金	10:30	17:00	05:30		
10	土	10:30	17:00	05:30		
11	日					
12	月					
13	火	11:30	18:00	05:30		
14	水	10:30	17:00	05:30		
15	木	10:30	17:00	05:30		
16	金	10:30	17:00	05:30		
17	土	10:30	17:00	05:30		
18	日					
19	月					
20	火	11:00	17:30	05:30		
21	水	11:00	17:30	05:30		
22	木	11:00	17:30	05:30		
23	金	11:00	17:30	05:30		
24	土	11:00	17:30	05:30		
25	日					
26	月					
27	火	11:00	17:30	05:30		
28	水	11:00	17:30	05:30		
29	木	11:00	17:30	05:30		
30	金					
31	土					
合 計				115:30	0:00	
出勤日数				21 日		



出勤簿 (2023 年 1 月)

氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火					
4	水	10:30	17:00	05:30		
5	木	10:30	17:00	05:30		
6	金	10:30	17:00	05:30		
7	土	10:30	17:00	05:30		
8	日					
9	月					
10	火					
11	水	10:30	17:00	05:30		
12	木	10:30	17:00	05:30		
13	金	10:30	17:00	05:30		
14	土	10:30	17:00	05:30		
15	日					
16	月					
17	火	10:30	17:00	05:30		
18	水	10:30	17:00	05:30		
19	木	10:30	17:00	05:30		
20	金	10:30	17:00	05:30		
21	土	10:30	17:00	05:30		
22	日					
23	月					
24	火	10:30	17:00	05:30		
25	水	11:00	17:30	05:30		
26	木	11:00	17:30	05:30		
27	金	10:30	17:00	05:30		
28	土	10:30	17:00	05:30		
29	日					
30	月					
31	火	11:30	18:00	05:30		
合 計				104:30	0:00	
出勤日数				19 日		



出 勤 簿 (2023 年 2 月)

氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水	10:30	17:00	05:30		
2	木	10:30	17:00	05:30		
3	金	10:30	17:00	05:30		
4	土	10:30	17:00	05:30		
5	日					
6	月					
7	火	11:00	17:30	05:30		
8	水	11:00	17:30	05:30		
9	木	11:00	17:30	05:30		
10	金	11:00	17:30	05:30		
11	土					
12	日					
13	月					
14	火	10:30	17:00	05:30		
15	水	11:00	17:30	05:30		
16	木	11:00	17:30	05:30		
17	金	11:00	17:30	05:30		
18	土	11:00	17:30	05:30		
19	日					
20	月					
21	火	11:00	17:30	05:30		
22	水	11:00	17:30	05:30		
23	木					
24	金	11:00	17:30	05:30		
25	土	11:00	17:30	05:30		
26	日					
27	月					
28	火	10:30	17:00	05:30		
合 計				99:00	0:00	
出勤日数					18日	



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

管理責任者 (議員名)	三宅 達也		
事務所名	みやけ達也市政事務所		
所在地	〒590-0141 堺市南区桃山台3丁1-2 TEL 072 (299) 0777		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)		
	他用途との兼用 ☒ 有 ⇒ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☐ 後援会事務所	
		☒ 政党活動事務所	
		☐ 会社等 (関係団体)	
延べ面積	40.0 ㎡	賃借料	月額 120,000 円 (政務活動費充当額 84,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	70 %	(次のいずれかの説明方法を選択) ☒ 使用面積による 使用面積 28 ㎡/延べ面積 (㎡) ☐ 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・ 70% ☒ 水道代・・・ 70% ☐ ガス代・・・ % ☒ 固定電話代・・・ 70% ☒ その他 (ネット回線、ネット電話)・・・ 70%	
	駐車場 賃借料	70 %	月額 16,500 円 (政務活動費充当額 11,550 円)
		【所在地】 同上	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

事業用建物賃貸借契約書

平成23年10月5日

貸主：  様

借主： 三宅 達也 様

株式会社 西上建設

事業用建物賃貸借契約書

(物件の表示)

名 称	桃山台店舗一部		
所 在 地	大阪府堺市南区桃山台3丁1番2号		
種 類	☒ 店舗・ ☐ 事務所・ ☐ 工場・ ☐ 倉庫・ ☐ その他 ()		
構 造	☐ 木造・ ☐ 鉄骨造・ ☒ 鉄筋コンクリート造・ ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ その他 ()		
屋 根	☐ 瓦葺・ ☒ 陸屋根・ ☐ カラーベスト葺・ ☐ 鋼板葺・ ☐ その他 ()		
契約対象 面 積 ☐ 壁芯 ☐ 内法	建物1階部分	40.00m ²	備考 1階 82.71m ² の一部 40.00m ²
	建物2階部分	m ²	
		m ²	
	合 計	40.00m ²	
所有名義人	[REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
備 考			

貸主(甲) [REDACTED] と、借主(乙) 三宅達也 は今般、下記条項を承諾のうえ、上記物件に関する事業用建物賃貸借契約を締結する。

第1条 (使用目的の制限)

- 乙は、本物件を 堺市政相談所 としての業務のために使用し、甲の書面による承諾のない限り、他の用途に使用してはならない。
- 乙は本物件の全部又は一部を、他の者へ譲渡・転貸及び使用させてはならない。

第2条（賃貸借期間）

賃貸借期間は平成23年11月1日より平成26年10月31日迄の3年間とする。

契約時の1ヶ月に満たない賃料等は、1ヶ月を30日として日割り計算とする。ただし、退去の際は日割りの清算は行わないものとする。

第3条（賃料・消費税等）

1. 賃料・消費税等は下記の通りと定め、支払うものとする。

賃料	賃料 H.24.11月より	支払い時期・方法
月額 100,000 円 内消費税等相当額 4,762円	月額 117,000 円 内消費税等相当額 5,572円	毎月10日までに当月分を ☐ 持参 ☒ 振込 ☐

2. 支払方法

支払期日	☒	上記の賃料等は、毎月10日までに当月分を下記の方法により支払うものとする。 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。
支払方法	☐	
	☒ 銀行振込・ ☐ 自動引落・ ☐ 甲へ持参・ ☐ その他()	
振込先	三井住友銀行	
	泉北とが支店	
	預金種目 ☒ 普通・ ☐ 当座	
	フリガナ	口座番号
	受取人名義	

3 商店会費・駐車場の支払い

商店会費・駐車場代は 別途、桃山台商店会と契約締結とする。

第4条（賃料の更改）

賃料は、甲・乙協議のうえ改定するものとする。但し、この改定が、土地・建物に対する租税公課・消費税の増減、物価の変動、又は近隣の賃料に比較して不相当になった場合は、これ等の事情を勘案して、当事者間にて、その増減額を決めるものとする。

第5条（礼金）

本契約の礼金として、乙は甲に金 円也（内消費税等相当額 円）を支払うものとする。この礼金は、返還されないことを乙は承諾した。

第6条（契約の更新）

甲乙は標記契約期間満了の1ヶ月前迄に、任期満了日及び選挙を考慮し、改めて契約更新を行う。但し、乙の任期満了の日まで本契約は賃貸借期間を延長することができる。

第7条（解約の申し入れ）

当事者間の都合により本契約を解約するときは、甲は6ヶ月前迄に、乙は3ヶ月前迄に書面にて通告することを要するものとし、この場合、本契約は、通告の期間満了と同時に、終了するものとする。

第8条（諸費用の負担）

電気・水道・電話・商店会費・駐車場等は乙の負担とする。

第9条（連帯保証人）

連帯保証人（丙）[REDACTED]は、乙と連帯して本契約に基づく乙の債務一切について履行の責を負うものとする。

第10条（乙の代表者変更の場合）

乙の代表者（法人等への名称の変更、法律上又は事実上本物件を使用し、支配する責任者を含む）が変更した場合は、乙は、直ちにその旨を書面にして甲に届出なければならない。

第11条（立ち入り）

甲は、本物件の維持・修繕あるいは管理・保安上必要がある場合は、これに立ち入る事が出来るものとする。

この場合、原則として、事前に乙へ連絡するものとするが、火災等の緊急の場合は、この限りでない。

第12条（無断造作等の禁止）

1. 乙は、甲の承諾なくして本物件へ、原状を変更する設備・改造・造作・撤去等の行為をしてはならない。乙は甲に図面等を提示したうえ、甲の承諾を得るものとする。
2. 前項の工事に要する費用は、一切乙の負担とし、退去の時は、乙は原状回復し明け渡さなければならない。

第13条（修理等）

1. 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理費は甲の負担とし、出入口、窓、給排水設備・電気・照明設備等付属設備の修理は、乙の負担において行なうものとする。
2. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲へ通知しなければならないものとする。
3. 乙は、本物件及び諸造作設備の自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

第14条（賃借人の管理義務）

乙及びその関係者は本物件の使用に際し、本契約条項及び甲の注意を守り、善良なる管理者の注意をもって、その保管の責に任ずるものとする。

第15条（損害賠償）

1. 乙の賃貸期間中は、乙及びその関係者、又は第三者にあっても、本物件に破損、滅失、その他の損害を与えた場合は、乙は直ちにその旨を甲に連絡し、甲の蒙った損害を賠償しなければならない。
2. 本物件の賃貸借に関連して、他の賃借人へ損害を与えた場合は、当事者間において善処するものとする。
3. 天災及び人災の如何を問わず、直接甲の責に帰することの出来ない理由により、乙が受けた損害については、甲は賠償の責を負わぬものとする。

第16条（禁止事項）

乙は、本物件にて下記の行為をしてはならない。

- (1) 近隣に迷惑を及ぼすこと。
- (2) 甲の許可を得ないで本物件外部へ看板の設置又はこれに類似した掲示をすること。
- (3) 甲の許可を得ないで、動物及びペット類を飼育すること。
- (4) 甲の許可を得ないで、本物件へ汚物、爆発物、悪臭を発する物、引火のおそれのある物、その他 他人へ迷惑や、構造物へ危険を及ぼす物を持ち込んだり、製造、保管すること。
- (5) 違法行為及び公序良俗に反する一切の行為

第17条（契約の消滅）

次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしないものとする。

- (1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になっ

たとき。

- (2) 法令等公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

第 18 条 (契約解除)

甲は、乙が次の各号の一つでも該当したときは、何ら催告をしないで本契約を解除することが出来、乙は無条件にて本物件を明渡すものとする。

万一、乙がこれに従わない場合は、甲は、勝手に本物件の使用不能処理をとるとともに、本物件内の乙の設備、造作、その他一切の物品を自由に処分出来るものとし、このことに関して乙は一切異議を申し立てず、いかなる損害の請求をも放棄するものとする。又それらの処分に要した費用は乙の負担とする。

- (1) 賃料を 2ヶ月以上 支払わなかった場合または 5回以上 滞納したとき
- (2) 本契約 1 条・12 条・14 条・16 条・18 条に違反したとき。
- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理、会社更生手続開始の申立てを受け、又は、申立てをなしたとき
- (4) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申し立てを受けたとき

第 19 条 (明渡し)

1. 本物件の明渡しに際しては、乙は本物件に加えた、造作、設備等を撤去し、賃貸借契約成立当時の原状に復するものとする。また美装クリーニングを乙の費用で行うものとする。但し、甲の許可ある場合は、無償で留置してもよいものとする。乙はその代価を甲に求めてはならない。
2. 乙は、その明渡し期日までに原状回復工事を行い甲の承諾を得なければならない。
3. 明渡しに際して、乙は、甲に契約書及び鍵全部を返還するとともに、公共料金の領収書を提示しなければならない。
4. 賃貸借契約が終了したにもかかわらず、乙が明渡しを完了しない場合は、乙は明渡し完了の日迄賃料等の倍額を甲に支払うものとし、甲が別途損害を蒙った時は、その損害をも賠償しなければならない。

第 20 条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲・乙は各々信義を重んじ、良識を以って協議のうえ解決するものとする。

第 21 条 (本契約に関する紛争)

本契約に関し甲・乙間に紛争が生じたときは、物件所在地の裁判所を管轄裁判所とすることを、甲と乙は予め合意するものとする。

特約事項

1. 本物件に対して損害賠償責任保険を付保し、万一火災等により本物件が滅失、毀損した場合は、この保険給付金にて補填するものとする。
2. 乙が、本件物件に看板を設置する場合は、甲に対し、事前に書面を以ってその内容を通知し、甲の承諾を得なければならない。
3. 本物件の近隣よりクレーム等が発生した場合は、乙は誠意をもって対応し、甲に一切の迷惑をかけないものとする。
4. 甲は、お客様駐車場で生じた乙のお客様・従業員等の自動車の衝突、人身事故、盗難・天災等による事故被害に対して、その責任を負わないものとする。
5. お客様駐車場に 従業員・スタッフ等の駐車を禁止するものとする。
6. 堺市政相談所として使用するものとし、選挙事務所として使用してはならない。
7. 消費税率改訂の場合は、その改訂年月より消費税額は変更されるものとする。

本契約の証として、本書式通を作成し、各自署名捺印して各々巻通保有する。

平成23年10月5日

貸主
(甲) 住所 堺市 [redacted]
氏名 [redacted]
電話 [redacted]

借主
(乙) 住所 堺市 [redacted]
氏名 三宅 達也
電話 072-299-0777

連帯保証人
(丙) 住所 堺市 [redacted]
氏名 [redacted]
電話 [redacted]

仲介者
免許番号 大阪府知事(2)第51403号
名称 株式会社 西上建設
代表者氏名 代表取締役 西上孔雄
所在地 堺市南区檜尾471番地1
電話 072-297-0725
取引主任者 西上 孔雄
登録番号 (大阪)第 [redacted] 号

仲介者
免許番号 大阪府知事(1)第53840号
名称 株式会社 ニシケンホームセンター
代表者氏名 代表取締役 西上治之
所在地 堺市南区桃山台2丁3番4号
電話 072-298-2340
取引主任者 [redacted]
登録番号 (大阪)第 [redacted] 号

変更契約書

貸主（甲）[REDACTED]と借主（乙）三宅達也は、平成23年10月5日付けで締結した事業用建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 契約書第3条1項、賃料・消費税は下記の通りと定め、支払うものとする。
月額120,000円（内消費税等相当額8,889円）
2. 本契約の効力は、平成26年4月1日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年2月28日

貸主（甲）

住所
氏名
電話

堺市 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]



借主（乙）

住所
氏名
電話

堺市 [REDACTED]
三宅達也
072-299-0777



変更契約書

貸主（甲）[redacted]と借主（乙）三宅達也は、平成23年10月5日付けで締結した事業用建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 契約書第2条、賃貸借期間を平成27年5月1日より平成31年4月30日迄の4年とする。
2. 本契約の効力は、平成27年5月1日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月30日

貸主（甲）

住所
氏名
電話

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]



借主（乙）

住所
氏名
電話

[redacted]
三宅達也
072-299-0777



変更契約書

貸主（甲）と借主（乙）三宅達也は、平成23年10月5日付けで締結した事業用建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 契約書第9条、連帯保証人（丙）をに変更する。連帯保証人（丙）は乙と連帯して本契約に基づく乙の債務一切について履行の責を負うものとする。

4. 本契約の効力は令和2年9月11日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月11日

貸主（甲）

住所

堺市

氏名

電話

借主（乙）

住所

堺市

氏名

三宅達也

電話

連帯保証人（丙）

住所

堺市

氏名

電話

駐車場貸借契約書

区画番号:



桃山台31駐車場

駐 車 場 賃 貸 借 契 約 書

所 在 地:堺市南区桃山台三丁1番31号

名 称 : 桃山台31駐車場

区画番号: XXXXXXXXXX

上記物件（以下本物件という）について貸主と借主とは
下記条項により、駐車場賃貸借契約を締結した

- 第1条 借主は善良なる管理者の注意をもって本駐車場を下記車両の駐車場として使用するものとし、他の目的に使用してはならない。
また、貸主が無断で契約車両以外を駐車してはならない。
なお、貸主及び管理会社は借主に対し管理上必要な場合において駐車位置を変更する事ができるものとし、借主はこれを承諾するものとする。

本駐車場の使用期間	令和 4 年 4 月 1 日から
	令和 5 年 3 月 31 日まで
車 両 車 種 形 式	
車 両 登 録 番 号	

- 第2条 賃貸借の期間は上記の1年間とする。 期間満了の際、双方1ヶ月前の更新の拒絶がなければ、この契約期間はさらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。
2. 借主は本契約において、借地法・借家法の適用がないことを承認し、期間満了の際の更新の拒絶には、何らの正当理由も要しないことを、貸主、借主は相互に認識する。
3. この契約期間中に於いても、付近の環境の変化及び貸主の都合により貸主より駐車場の明渡し要求があれば、1ヶ月以内に立退くこととする

第3条

賃料は月額 <<金15,000円と消費税>>とし、毎月末日までに翌月分を貸主の指定する下記振込先に振込手数料を借主負担で支払うこととする。

指定する振込先： りそな銀行 泉北とが 支店

口座番号： 普通： [REDACTED]

口座名義： 日生ハウジング㈱ 代表取締役 三好 明

2. 貸主及び管理会社は、賃料の受領による領収証を借主には発行しないものとする。
3. 消費税等の税率が変動した場合は、賃料の消費税等も変動するものとする。
なお、消費税を加算した後の合計使用料に小数点以下の端数が発生する場合は端数を切り捨てるものとする。

第4条

貸主は、借主が賃料等の支払を怠ったときは、年14.6%の割合で計算した損害金を請求できるものとし、請求にかかる費用は借主の負担とする。

第5条

借主は本契約にかかる債務を担保するため、契約と同時に¥[REDACTED]を保証金として貸主に支払い、貸主はこれを受領した。
保証金は無利息とし、この契約書を預かり証とする。

2. 借主に賃料の延滞その他の債務が生じたときは、貸主は催告無しに本保証金をこれに充当することができる。尚、これにより保証金に不足が生じた場合、借主は直ちに不足額を補填しなければならない。
3. 本契約終了後、借主が貸主に対し、本駐車場の明渡しを完了した場合、貸主は借主に保証金を返還する。
但し、前項2の不足額及び第9条の費用及び第11条による損害賠償がある場合は、これを差し引いて返還するものとする。
但し、3ヶ月未満の解約に有っては保証金の全額を引金として申受けるものとします。尚、上記返還方法は振込又は現金によるものとし、振込の場合振込手数料は借主の負担とする。 借主に対する敷金の返還期日は、明渡し精算金確定後1ヵ月以内に行うものとする。

第6条

公租公課、物価の変動又は近隣の状況に応じ貸主は賃料を変更することができるものとし、借主は異議なくこれに応じるものとする。

- 第7条 借主は本駐車場施設を常に清潔に使用するものとし、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込、その他自動車の洗浄及び、近隣への迷惑行為を一切してはならない。
- 第8条 本契約の締結によって生じた借主の駐車場使用、その他の権利は一切他人へ譲渡できない。
- 第9条 契約期間満了、その他によって契約が終了したときは、借主は遅滞なく契約車両を引取ること。借主が契約車両の引取りを拒み、又は、引取らない場合は、貸主側で適切に処理することができるものとし、これに要する費用は借主の負担とする。
- 第10条 駐車場で天災地変・火災・盗難その他貸主の責に帰することが出来ない事由により借主が被った損害については、貸主は何等責任を負わないものとする。また、借主の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に他の車両等が無断もしくは駐車違反した為、借主の使用が妨げられた場合においても貸主及び管理会社は借主に対し何ら補償、損害賠償等の義務を負担しないものとする。
- 第11条 借主又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由により、駐車場又はその施設や駐車場の他の車に損害を与えたときは借主は速やかにその損害を賠償しなければならない。
この場合貸主は一切の責任を負わない。
- 第12条 借主が下記①から⑤の項目に該当したときは、貸主は催告なしに本契約を解除することができ、借主は直ちに本駐車場の明渡しをしなければならない。
- ① 賃料の支払いを滞納したときは、保証金の有無にかかわらず本契約は、当然に解除されるものとし、借主は即刻にこの物件を明渡ししなければならない。
 - ② 本契約に際し提出した申込書に虚偽事項を記載するなど、不正な行為によって契約締結に至ったと判明したとき。
 - ③ 仮差押・仮処分・強制執行・破産・解散・和議・会社整理・収監がなされたとき。
 - ④ 借主又はその代理人・使用者・運転者等が、暴力団、暴力団関係団体、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員であることが判明したとき。

⑤ 本契約書記載の条項の何れかに違反した場合。

尚、借主は契約期間中といえども、止むを得ず本契約を解除する必要がある場合、1ヶ月以前に申し出て、解約に必要な書類を貸主に必ず提出すること。

【提出する書類】（車庫証明を要している方のみ保管場所変更の手続き）

◎転出先の保管場所証明又は、受入れ先の使用承諾書の写し

◎廃車した場合は車検証の写し（抹消）

但し、借主の都合により契約を解除する場合は、賃料の前納金の返金はしないこととする。

第13条 借主は契約期間中、駐車場施設を利用しなかった場合においても、前払いした使用料を返還請求することは出来ない。

第14条 駐車施設の補修、改善の為、借主が駐車施設を一時使用出来ない場合においても、借主は貸主に前払い使用料の返還を請求出来ない。
但し、その期間が1週間を越える場合には、貸主・借主の協議の上、決定するものとする。

第15条 借主は、第1条記載の車両を変更しようとする時は、予め書面をもって貸主に申し出て、その承認を得なければならない。
その後、改めて車両入れ替えの為、車庫証明を得なければならない。
車庫証明取得のための保管場所使用承諾証明書発行手数料は1回につき<<金 円と消費税>>とし、借主は貸主へ支払うものとする。
なお、消費税を加算した後の合計金額に小数点以下の端数が発生する場合は端数を切り捨てるものとする。

第16条 契約の際の入庫時は日割計算とするも、解約出庫時は日割計算をしないものとする。

第17条 借主は、貸主が本駐車場賃貸借契約の貸主の地位を第三者に承継させることを異議無く承諾する。

第18条 本駐車場の賃貸借に関する紛争の第一審管轄は、貸主の所在地を管轄する地方裁判所と合意する。

第19条 借主が死亡し、同居家族が引き続き表記駐車場を賃借する場合は、新たに賃借人を定め、新たな契約を締結するものとする。

2. 借主において、法人組織の変更、法人契約を個人契約、または個人契約を法人契約に切り替えるときは、新たな契約を締結するものとする。

第20条 本契約書に定めのない事項については法令慣習等に従い、貸主借主協議の上誠意をもって対応するものとする。

- 《特約》 1. 本駐車場は貸主と日生ハウジング㈱との間で管理契約を締結しており賃料支払い及びその他の処理・通知事項は日生ハウジング㈱が窓口となります。
2. 車庫使用承諾書発行に関しては、車両制限等がありますので、事前に日生ハウジング㈱に確認を要するものとします。
3. 賃料の支払に銀行口座からの自動引き落としを選択する場合、引き落とし手数料として月額150円が発生します。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、貸主・借主各1通を保有する。

令和 4 年 4 月 1 日

貸主 氏名 桃山台31駐車場管理組合



借主 住所

堺市



氏名

三見 達也



Tel

072-299-0777

仲介・管理業者 住所 堺市南区竹城台1丁1番2号

商号

日生ハウジング 株式会社

代表者

代表取締役 三好 明



Tel

072-293-9900

誓 約 書

貸主（甲）桃山台31駐車場管理組合 様

私、三宅 達也 は、本契約を締結するにあたり、甲に対し、予め以下について誓約致します。

1. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
2. 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結しようとするものではないこと。
4. 自ら又は第三者をして、次の行為をしないこと。
 - ① 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
5. 本物件を暴力団事務所（暴力団の活動拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ）として使用しないこと及び第三者をして暴力団事務所として使用させないこと。
6. 本契約を締結した後において、前各項の何れかに違反することが判明したときは、次の各号について何ら異議を述べないこと。
 - ① 甲が本契約について解除その他一切の措置をとること。
 - ② 前号の措置について甲及び仲介業者に対し如何なる請求もしないこと。

以上、誓約致します。

令和 4 年 4 月 / 日

住所 堺市 

氏名 三宅 達也 

管 理 規 約

1. 当駐車場では、契約指定車を駐車する事を目的とし、その他の車及び物品等を置いてはならない
2. 当駐車場内での事故、盗難等の責任は、負いかねますので敷地内は徐行運転と、盗難を防ぐため、車には貴重品を置かないようにして下さい。
3. 当駐車場では管理人を常駐していませんので、子供が遊んでいたり危険な箇所を発見されたら、管理者に連絡して下さい
4. 本契約借主の賃料支払方法は、貸主指定の銀行口座（下記記載）へお振込頂くか、自動振り替え制を利用して下さい。
5. 大型車、トラックの方はお断りいたします。
6. 車庫証明発行の場合は、事前に車庫証明発行予定の車が、当駐車場の枠内に入るか確認の上、管理者へ御連絡下さい。

振 込 先

りそな銀行 泉北とが支店

普通口座

日生ハウジング株式会社 代表取締役 三 好 明

月額賃料 金 15,000 円と消費税

連絡先 日生ハウジング(株)

T E L 072-293-9900

F A X 072-293-5550

駐車場契約金明細書(概算)

令和 4 年 4 月 / 日

借主

三宅 達也 様

〒590-0105 堺市南区竹城台1-1-2

日生ハウジング株式会社

Tel072-293-9900

担当者

契約金に関する事項を下記の通りご報告させていただきます。

月極 桃山台 31 駐車場

区画

摘 要	金 額
保 証 金	¥
日割賃料	
賃 料 (消費税込)	¥16,500
保管場所使用承諾証明書発行手数料	必要な場合発生
仲介手数料(消費税込)	¥
合 計	¥

領 収 書

令和 4 年 4 月 / 日

¥16,500

所在地 堺市南区桃山台3丁1番31号 区画番号 番

2022年 4 月 1 日付、別紙駐車場契約書に基づく

2022年 4 月分賃料として領収いたしました。

堺市南区竹城台1-1-2

日生ハウジング株式会社



出張報告書

令和4年 8月 8日

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 三宅 達也

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 近年管路等更新するために多額のインフラ整備に伴う最新の下水道技術の確認と今後の国土交通省の考え方を確認するために東京ビックサイトで行われる下水道展2022の参加と東京事務所の大阪府、大阪市、堺市の合同の事務所と首都周辺の活動の確認のため東京における視察を行った

2. 期間 令和4年8月3日（水）～ 令和4年8月4日（木）

3. 日程等

月 日		時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	8月3日（水）	13時～17時	下水道展 2022 東京ビックサイト
②	8月4日（木）	10時～11時	堺市東京事務所
	月 日（ ）	～	
	月 日（ ）	～	

4. 面談者

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部長 [REDACTED]

堺市東京事務所 所長 [REDACTED]

次長 [REDACTED]

下水道展出店企業のうち 9社 11人 別添付

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

○2019年開催パシフィコ横浜から毎年参加している。老朽化対策、耐震対策、ICT 活用による下水道技術の向上にむけて国土交通省や外郭団体によるセミナーが同時開催されており参加に関しては近年事前にネット上にて参加を申し込みを行うことになっている。

○過去において2020年度のみ新型コロナ禍で開催されていないが昨年の2021年度の南港インテックス大阪は感染対策をとり、人数やインフラ整備を担う企業の展示も考慮されており、また関西での開催ということで堺市の上下水道局の出展もあった。

今回視察を行った下水道展は久々に通常規模の開催になっており、もちろんコロナ対策に関しては徹底し入場ゲート以外の来場はできず体温チェック、消毒を経てマスクを徹底し、事前入場登録を自身でプリントアウトして持参し非接触を進め、表示されているQRコードで入退場や参加セミナー申し込みなどすべての情報管理を一元化したものになっており、新型コロナウイルス禍における大規模イベントの在り方としても学ぶところが多々感じられた。

○今回は過去に国土交通省から堺市に出向し上下水道管理監として活躍された国土交通省の■■■■下水道部長から情報交換の機会をいただくことができ、会場内にて懇談を行うことができた。人口減少による税収減、人材不足による技術者不足、労働力不足、人件費の高騰や新型コロナウイルス禍での原材料費の高騰や入手困難、半導体不足など諸課題を抱えながらのインフラ維持についての国の考えなど貴重な時間をいただいた。

各民間企業の取り組みとして堺市で上下水道局の使用量検針、料金徴収業務を担う行うヴェオリア・ジェネッツ社ではケーブル式の有線による管検査を見直してDX活用による20センチの口径管内を自走式の単独機器にて内臓カメラにて管内の情報を録画し、障害や老朽を調査する技術について■■■■副社長から紹介があり、堺市の隣市の大阪狭山市において8月25日に行われ本市にも実証実験の情報を提供いただいた。DX活用にて今後老朽化や維持管理に役立つことを期待したい。

また下水道の敷設は地中深く掘削したり汚泥物が伴うため管口径が大きくなり、上水管のようなバイパス管を使いながら耐震補強したり管路更新を行うというより、下水管の性格上主流管の管更新時も汚水を流しながら管の補強や耐震化を進めるため、年々更新される技術を各事業者は競って紹介していた。参考資料として多くの民間企業のパンフレットと担当者の名刺を添付する。

いずれにしても今後莫大な費用負担が生じ、本市も敷設率こそ高いものの今後の老朽化、耐震、更新に関してはインフラ整備に本市が現在進めるアセットマネジメントを含め注意深く議論してまいりたい。

もう一つの目的である2020年から単独開設していた堺市東京事務所を見直し、大阪府、大阪府と同一場所に開設している堺市東京事務所にてその運営について■■■■所長、■■■■次長にヒアリングの時間をいただき、積極的な堺の産品や歴史文化、百舌鳥古市古墳群世界遺産について長時間の意見交換を行った。国の情報を得ることは過去からもスピードアップを得ることができ府市連携の成果とランニングコストの費用削減を実感することができた。

わたくしが現在選出いただいている関西広域連合でも2025年関西万博に向けた質疑が散見

され、関西だけでなく日本中の大きな期待がかけられているし、今後の日本の発展と技術革新による日本をめぐる諸問題の解決に向け政府も開催の成功に向けて着実な準備を進めている。

迅速な政府の動向や首都圏の情報収集は本市とともに副首都をめざし、災害時における首都機能のバックアップの関西、近畿の広域連携にも期待するところである。

大阪府、大阪市、堺市の連携強化と本市独自の伝統地場産業の国内外の販路拡大、ふるさと納税の返礼品に対する堺市産品などについても域外から入る意見として交換をおこなった、特に訪日外国人には堺の産品の包丁や名入れなどが評価されていることや定期的な研ぎや手入れを行っていけば決して高い物品ではないとの意見は議長の折に伺ったニュージーランドの友好姉妹都市ウエリントンで大使にも現地で同じ意見をいただいたことを思い出した。

引き続きの東京事務所での多くの活躍に期待して帰路についた。

国土交通省による今後の官民連携事業のセミナー講演をアーカイブ閲覧した、8月19日にホームページのアーカイブは終了したが参加した出店企業の表彰や開催結果報告がされている。

結果やアンケートなどを見る限りでは出店企業は300社以上となり出店企業が持ちなおし、内容に満足する一方でコロナウイルス禍前の2019年開催時の来場者数までは戻っていない。今後はオンラインや過去アーカイブの閲覧継続など引き続き学術的なイベント開催として期待していきたい。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

8-3、8-4、8-5、8-6



官需事業開発本部
副本部長

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
〒108-0022 東京都港区海岸3-20-20 ヨコソーレインボータワー
tel. (直通) fax. 03-6858-3301
www.veolia.jp



代表取締役副社長

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
〒108-0022 東京都港区海岸3-20-20 ヨコソーレインボータワー3階
tel. (直通) 03-6858-3300 (代表) fax. 03-6858-3301
www.veolia.jp



副社長
官需事業開発本部長

ヴェオリア・ジャパン株式会社
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
〒108-0022 東京都港区海岸3-20-20 ヨコソーレインボータワー
tel. (直通) fax. 03-5441-7011
www.veolia.jp



続ける。続けるために。

関西営業部
部長



メタウォーター株式会社
〒530-0018 大阪市北区小松原町2番4号
大阪富国生命ビル
TEL.06-7709-9503 FAX.06-7709-9528



前澤工業株式会社



東京支店
副支店長



〒104-8351 東京都中央区新川1-5-17
エイハ新川
電話 (03) 3297-0611
FAX (03) 3297-0619
携帯
URL: http://www.maezawa.co.jp



2021
健康経営優良法人
Health and productivity

専務執行役員

建設技術
コンストラクション

「作る技術」から「育む技術」へ。

ナカバヤシグループは社会と共に歩む総合建設企業です。

〒558-0014 大阪市浪速区大田2丁目1番19号
Tel: 06-6647-7583 Fax: 06-6636-5775

www.yasuda-eng.co.jp

専務取締役
海外事業本部

email: [redacted]

tel: 06-6561-5788 fax: 06-6567-1027
〒556-0024 大阪市浪速区堀草3丁目2番26号



技術部長

日本SPR工法協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-10-12 内神田すいすいビル4F
TEL 03(5209)0130 FAX 03(5209)0131
e-mail: [redacted]
http://www.spr.gr.jp

(一社) 日本管路更生工法品質保証協会 会員

共和化工株式会社



本社、関東支店にて認証取得

営業事業本部 下水道事業部

AWAZU

〒141-8519 東京都品川区西五反田7-25-19共和ビル
TEL 03-3494-1312 FAX 03-3494-1386
F-mail: [redacted]
URL https://kyowa-kako.co.jp/

SEKISUI

環境・ライフラインカンパニー
総合研究所 エンジニアリングセンター
管路更生グループ

部長

積水化学工業株式会社

〒105-8566 東京都港区虎ノ門2-10-4 (オークラプレステージタワー)
TEL: 03(6748)6521 FAX: 03(6748)6562
携帯: [redacted]
E-mail: [redacted]



取締役営業部長

株式会社エコアドバンス Eco-advance Inc.

〒143-8558
東京都大田区大森北1丁目5番1号
(大森駅東口ビルディング10階)
TEL・FAX 03-3761-6501
携帯電話: [redacted]
E-mail: [redacted]
URL: http://www.eco-adv.co.jp

出張報告書

令和4年 11月 4日

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 三宅 達也

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 本市の堺市立中央図書館は昭和46年7月の開館し、現在も同じく堺市立の大仙公園近傍に所在している。石川県立図書館の現地とに開館したのちのまちづくりの一環とした図書館の整備や、街の中心地の賑わいやついで本市の図書館のリファレンス機能向上に向けた研究、施策提案にむけて視察を行った。
また、国の産業総合研究所と共同で電動カートによる自動運転実証実験を行っている永平寺町でのその後の経過や活用について視察を行った

2. 期 間 令和4年10月27日（木）

3. 日 程 等

月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
10月27日（木）	13時～15時	石川県立図書館
月 日（ ）	16時～18時	福井県永平寺町 四季の森複合施設
月 日（ ）		
月 日（ ）		

4. 面談者

石川県立図書館 副館長 [REDACTED]

永平寺町 総合政策課 主査 [REDACTED]

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

○平成30年石川県庁を訪れ開館前の建て替えのコンセプト、その内容等を確認させていただき県民のシビックプライドになるような新たな図書館として、リファレンス機能の充実、利便性の向上などを確認していたが、今回は実際に供用開始後の状況と運営について調査を行った。特徴的で驚いた事柄として図書館運営が知事部局が主導していることで、司書の募集なども市長部局が行っていることで、本市の運営に比べて根本的な運営主体が知事（市長）部局が担っている。

以前は当然ながら石川県も教育委員会が図書館が所管していたが、役割を鑑みてもはや現代の図書館はリファレンスだけでなく、市民が集い、憩い、問題解決に向かう知識の泉として活用することから所管庁を変更したとのことであった。

街の賑わいを担う施設として多くの来館者が県内外から観光バスにて訪れていたが到着後はまずは館内を巡るツアーから始まって県民参加のイベントとして図書館の建設に至る歴史や、施設内容、などを詳細に行い、県民の図書館建設や運営にかかる多くの税金に対する納得感を高めていた。

建設にあたっては図書館の設計だけでなく、コンセプトや担うべき役割、方向性に至るまで細部にわたって構想中に議論を行い現在就任中の館長が考え図書分類もオリジナルの方式を採用している。これは訪れる県民の視点に立った利便性を優先して図書を分類した結果と伺った。県産材を必ず使うことを条件としている、図書だけでなく、県民の誇りでもある県内からテーマごとに集められた工芸品を書棚と一体になった展示ケースに収めてさらなるシビックプライドを持つ仕掛けがされており、観光目的地としての役割も果たしている。

立地としては現在県立工芸大学を隣地に建設中で学術拠点としてのさらなる役割を担い、街づくりと一体になった施設だと感じられた、館内に設置された椅子も県内のデザイナーによる力作で同じものは2つとない贅沢な管内備品に座ってゆっくりと読書を楽しむ方もいればグループ学習室を借りてグループワークを行ったり、ホールや調理室もあり、市民の学び、イベントによる交流の場としての活用もされていて文化ホール、研修室、図書館、カフェ、広場、研究機関が複合的に集合した施設であった。

そこで本市の中央図書館の建て替えや街の活性化、利用促進のための提案としてまず堺市の中央図書館の問題点は

- 1, 建設当時から相当年月が経ち老朽化している。
- 2, リファレンス機能やシステムが時代遅れになりつつある
- 3, 中心市街地にないため利用者、貸出件数が年々減少
- 4, インクルーシブ機能が弱い、バリアフリーに対する機能が古い

などの問題点がある。

また現地の建て替えについては世界遺産登録の仁徳天皇陵に近く、来訪者が期待できる反面交通手段等本来の利用者である近隣堺区、北区の住民が利用しづらい立地で中心市街地に図書館がないことがあげられる

次回の本会議質問においては都市の賑わいを創設する図書館として街づくりの観点で中央図書

館の在り方や建て替えについて議論を行う予定。

またリファレンス機能も特に利便性の向上を図る必要があり、この場合は堺市全体の図書館機能を見直す必要がある。

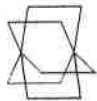
いずれにしても早急な建て替え構想に入る必要があり、今回石川県立図書館のように教育委員会だけで構想を作るのではなく、まちの賑わいづくりの建築都市局、市民協働の場としての市民人権局、新たな図書館機能を考える市長公室などの連携が必要であることは本会議にて議論したい。

永平寺町の四季の森複合施設では以前自動運転を街の活性化に生かすため国の産業総合研究所とともに実証実験を経て街づくり会社に運営を移行したスモールモビリティのその後の検証を行うために高速道路で立ち寄った。

山村主査は変わらず同部署で活躍されていたが定時制を確保しながら村落の足替わりとして当初計画されていたモビリティは村落の連絡移動手段をオンデマンド交通に切り替え、永平寺を訪れる観光客にターゲットを絞り、土曜、日曜、祝日の定時制運航に切り替えられていた。また遠隔操作を活用して運転補助者をなくして、無人による自動運転が確立されていた。ぜひ今後のまちづくり会社による行く末を追って本市のモビリティ政策の提案の材料にしていきたいと考える。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

12-3、1-1



石川県立図書館

Ishikawa Prefectural Library

副館長



〒920-0942 金沢市小立野2丁目43番1号
TEL(076)223-9588 FAX(076)223-9566
E-mail: [Redacted]

ZENdrive



永平寺町 総合政策課
主 査



〒910-1192
福井県吉田郡永平寺町松岡番目1-4
Tel (0776) 61-3942 (直通)
Fax (0776) 61-2434
一般Mail [Redacted]
官公庁Mail [Redacted]

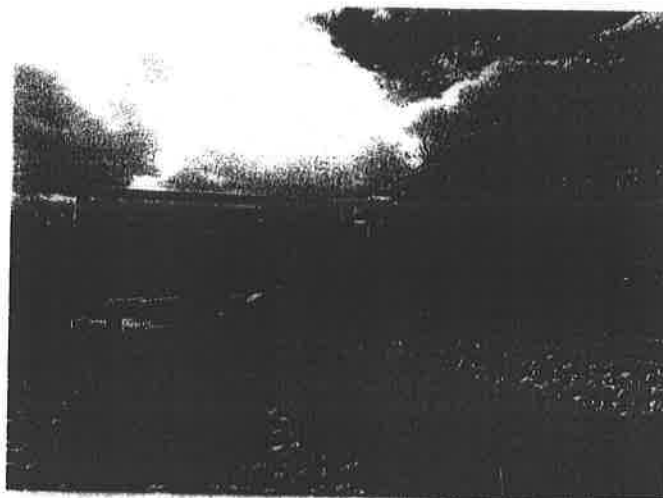


永平寺町四季の森複合施設

施設の概要

所 福井県吉田郡永
在 平寺町山9号1番
地 地2

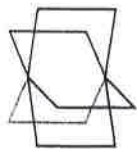
電 0776-63-2111
話
番
号



施設案内

永平寺町四季の森複合施設は「多業種交流センター」と「旧傘松閣」を併せた施設で、テレワークやコワーキングスペースなどがある「多業種交流センター」は、公募により愛称を「E-RISE四季の森」と決定。この愛称には「さまざまな人や企業などの交流により、地域が活性化し、飛躍していくように」という期待が込められています。「旧傘松閣」は別名「絵天井の間」とも呼ばれる大広間、華麗な花鳥絵もそのままに再現され、講演や研修など様々な場面で活用されています。

E-RISE四季の森



石川県立図書館

〒920-0942 金沢市小立野2丁目43番1号 Tel.076-223-9565 (代表)
E-mail library@pref.ishikawa.lg.jp

【閲覧エリア】 平日/9:00~19:00 土日祝/9:00~18:00

【文化交流エリア】 平日/9:00~21:00 土日祝/9:00~18:00

【休館日】 月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始、特別整理期間

【駐車場】 400台/入庫後30分無料、以降30分ごとに100円

▶ 図書館利用者は、館内の駐車料金割引機で手続きすると、
入庫後3時間無料となります。

【路線バス】 「石川県立図書館」「崎浦・県立図書館口」で下車。



Wi-Fiは館内全体で利用可能です。
SSID、PWは館内サインをご確認ください。

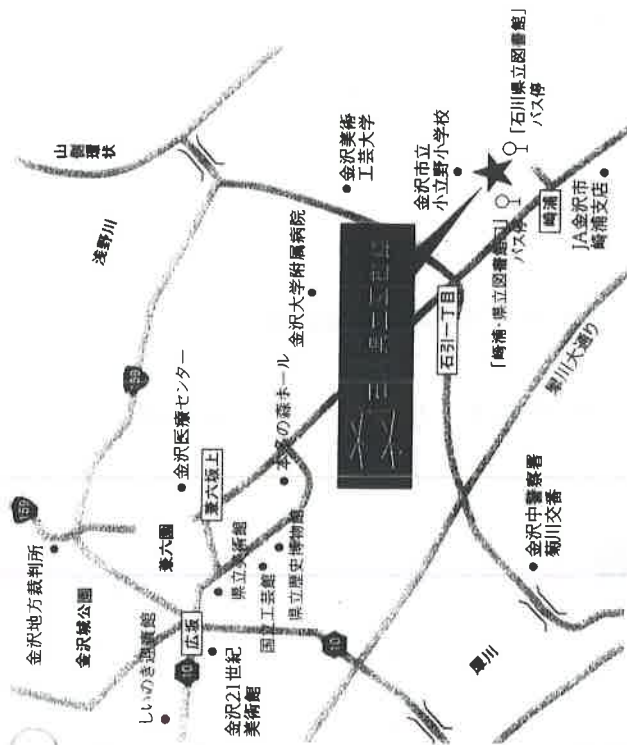


石川県立図書館ホームページ

石川県立図書館 検索



You Tube



BiblioBaum

百万石

ビブリアオバウム

石川県立図書館

Ishikawa Prefectural Library

利用案内



出張報告書

令和4年 12月 1日

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 三宅 達也

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 急速に進む南区、泉北ニュータウンの公共交通、ラストワンマイル、自動運転技術の検証、および中央図書館の建て替えについての研究、本会議で質疑のため岐阜市建設部交通政策課が実施している令和4年度の自動運転実証実験への参加、隣接する市民協働推進部ぎふメディアコスモス事業部所管の「みんなの森」複合施設の視察の視察を実施した。

2. 期間 令和4年11月14日（月）

3. 日程等

月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
11月14日（月）	13時～15時	岐阜市役所
月 日（ ）	16時～17時	ぎふメディアコスモス みんなの森
月 日（ ）		
月 日（ ）		

4. 面談者

岐阜市 都市建設部 交通施策課 課長

交通施策推進係長

市民協働推進部 ぎふメディアコスモス事業課 企画係長

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

○令和4年度の岐阜市公共交通自動運転技術活用研究会が平成31年から取り組みを進める自動運転技術活用の研究が国のスマートシティモデル事業（国交省）、重点事業化促進プロジェクトに令和元年5月に選定、7月に近未来技術等社会実装事業（内閣府）と積極的に岐阜市は観光や高齢化における公共交通の研究検証を熱心に進めている。

特に過去バス交通について常任委員会で視察した折にも大型の連結バスを民間活用し岐阜バスが運用していた。

一定市民の理解を得ながら令和2年に4日間公道で自動運転バスを走行させ、市民にアンケート調査を行い、社会受容性を検証しその結果をしっかりと把握し、①自己の位置推定②信号協調③横断者・障害物の検知等の課題を解決にむけて取り組み今回の令和4年度の実証実験にはその対策の技術が盛り込まれた。

今回実施の実験は観光地、中心部の2ルートを準備、期間を1カ月と延長、路上設置カメラで対向車を把握し、信号協調技術を使うことなく通常の交通状態に近い状態で行われている。また障害物を検知するだけでなくその障害物が何であるのか？という適正化、岐阜バスのスタッフと車両メーカーの両社の協力、施設内はレベル4達成、新型コロナウイルス対策のバス停での体温、顔認証技術導入などおおよそ取り入れられる技術をほぼすべて網羅したもので岐阜市の力の入れようが推察された。

前々日に本市が行ったSMIプロジェクトと比べると乗り心地は格段に優れていて車両運転の制御が高いレベルに達していた、ただし本市のような自動での正着実験だけはおこなってなかった。フランスのボルドリィの車両は前後が定めのない車両、ゲーム機のようなコントローラーを使い運転補助を行い、もちろん中型2種免許を持つドライバーがさらにボルドリィ社で訓練を受けたオペレーターが必要で運転手（補助オペレーター）育成には課題が残る。

乗ってみて市民が手を振ったりかなり街の人から愛されているようでモニター1000人も希望者殺到のようだ。細かい技術は省略するが10月22日から11月20日までの実証実験の結果は令和5年2月ごろ開催の第2回岐阜市公共交通自動運転技術活用研究会で取りまとめられるというスケジュールであり、予算にもよるが引き続き検証が続く。

余談であるが俳優の木村拓哉が参加したぎふ信長まつりが前日行われていて街はその余韻が残っていて職員も祭りを成功させたことに手ごたえを感じていた。

本市の大小路通りの自動運転実験は中心部でドライバーや通行者のマナーなど課題があり、かなり高難度の実験であったまた岐阜市のような特徴的な車両でなかったのも市民への告知や社会受容性が不足しているように感じた。

自動運転実証実験参加後、市役所の向かいにあるぎふメディアコスモスの視察を行った。
市立の図書館の役割と市民協働センターの2つの役割をもつが先月行った石川県立図書館も教育委員会が所管していなかったが岐阜市においても前述の市民協働推進部が所管しており、教育委員会は司書の管理のみであった。

建物は県産の材料を使い格子状の伝統産業の木製枠を特徴としてやさしいデザインで1回部分は市民協働のための小ホール、貸し館、コンビニ、スターバックスコーヒー、バス待ちスペースがあり市役所との間には市民広場がありキッチンカーが4台ほどいた。平日の昼であるが子供連れが多く、賑わいが創出されていた。

市民ボランティアの管内案内など市民協働が様々見受けられ、市民講座も熱心で開催されていた。

リファレンスはICチップを本に埋め込む方式で地下には所蔵庫がある。移転後間もなくのため非常にきれいな状態で、司書さんは積極的に市民の質問や本の紹介を常設、特設を問わずコーナーがある。こども図書館スペースも読み聞かせが常時行われていて、子育て施策としても、本を読んでもよし、遊んでもよしのミニアスレチックもあった。リファレンスと賑わいが融合した、中心市街地の憩いのスペースとしての役割も果たしている。

余談であるが市役所にもコンビニ、民間経営の食堂も値段が安く、テラスもある、ご飯のお替りも無料で職員だけでなく市民も積極的に訪れていた。

最後に本市の中央図書館の建て替えではリファレンス機能の充実はもちろんのこと賑わい創出に寄与すべく場所の再考や、博物館、大仙公園、仁徳御陵とのコラボなどは必須で公共交通を考えるならば駅前での立地を考慮すべきで例えばぎふ市役所の駐車場が利用できるなどインセンティブも必要になる。遅くとも中央図書館の耐用年数から逆算してこの5年で結論を出すべきである。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

1-2、1-3